共済組合・互助組合からのお願い

給付金等振込口座の変更による手数料負担軽減へのご協力について

共済組合及び互助組合では，医療費の給付金等がある場合には，広島銀行県庁支店から，組合員の皆様ご指定の口座へ送金しています。

この場合，各金融機関への振込に係る振込手数料は，現在，無料として取り扱われていますが，平成２３年４月１日から，広島銀行以外の金融機関への振込については，規定の振込手数料が必要となります。

昨年度の実績を基に広島銀行から広島銀行以外の金融機関への振込手数料を推計しますと，年間で 600 万円以上もの手数料が必要となります。この手数料については，組合員の皆様から納付していただいている掛金から支出することとなりますので，この支出を可能な限り少なくしたいと考えております。

何卒，このことにご理解をいただきまして，給付金等の振込口座を広島銀行本・支店口座へ変更していただき，事務費（納付する手数料）の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

なお，振込口座を変更される場合には，口座番号入力通知書（福利厚生事務の手引様式集１４頁又は共済組合ホームページ「様式ダウンロード（給付関係）」）に所要事項を記載して，公立学校共済組合広島支部へ提出してください。

・平成 23 年 3 月 31 日まで

共済組合等 → 広島銀行県庁支店 → 全金融機関　　手数料無料

・平成 23 年 4 月 1 日から

共済組合等 → 広島銀行県庁支店 → 広島銀行本・支店　　手数料無料

広島銀行県庁支店 → 広島銀行以外の金融機関　　手数料

３万円未満　１件 150 円

３万円以上　１件 200 円